



外国送金依頼書兼告知書 (APPLICATION FOR REMITTANCE WITH DECLARATION)

FAXにて依頼します。(傳真指示)

BANK REF NO.:

◎太線の枠内をご記入下さい。また、□欄には該当のものに **X** 印(或は **✓**) を付けて下さい。

ご依頼日 (DATE):

◎外国為替のお取引には誤りのないようご確認下さい。送金依頼書の氏名・住所欄に、当行がこの取引について連絡する場合は、以下に記載された住所・電話番号に対して行い、連絡先の記載が不備・電話の不通等による通知・照会もれ等については当行は責任を負いません。

ご送金種類 BY MEANS OF <input type="checkbox"/> 電信送金 TELEGRAPHIC TRANSFER <input type="checkbox"/> 送金小切手 DEMAND DRAFT	受取人氏名 (BENEFICIARY'S NAME):	受取銀行名 (BENEFICIARY'S BANK NAME):
送金通貨・金額 (CURRENCY/AMOUNT)	受取人住所 (BENEFICIARY'S ADDRESS):	支店名 (BRANCH):
ご送金目的 (REMITTANCE PURPOSE):		S.W.I.F.T. CODE:
商品の品目/商品名	メッセージ (MESSAGE):	受取銀行住所 (BENEFICIARY'S BANK ADDRESS):
原産地 (ORIGIN):	手数料について BANKING CHARGES: (当支店、受取行、仲介銀行等) <input type="checkbox"/> すべての手数料は「依頼人負担」 ALL PAID BY APPLICANT	許可等 (LICENCE) <input type="checkbox"/> 不要 (NO NECESSARY) <input type="checkbox"/> 要 (NECESSARY)
船積地 (LOADING PLACE):	<input type="checkbox"/> 当支店以外で発生する手数料は「受取人負担」 SHARED BY APPLICANT AND PAYEE	許可等番号・日付 (LICENCE NO./DATE)
上記の支払方法 (PAYMENT OF THE ABOVE) <input type="checkbox"/> 貴行における当方名義の下記口座から、とくに申し出がない限り送金資金、諸手数料を引落して下さい。後日、支払銀行より請求される依頼人負担の手数料についても当方名義の下記口座から引落して下さい。 PLEASE DEBIT OUR/MY ACCOUNT WITH YOU (AS BELOW WRITTEN), INCLUDING YOUR CHARGES AND PAYING BANK'S CHARGES IF ANY. 引落口座番号 ACCOUNT NO. _____		
<input type="checkbox"/> 現金支払い BY CASH <input type="checkbox"/> その他 OTHERS		

送金金額	REMI./EXCHANGE AMT
為替相場	EXCHANGE RATE
邦貨換算額	JPY EQUIVALENT
送金手数料	REMI.COMMISSION
郵便/電信料	POSTAGE/CABLE CHARGE
その他	MISCELLANEOUS CHARGE
計	CHARGES/COMM. SUBTOTAL
合計	TOTAL

裏面貴行所定の外国送金取引規定の条項に従い、上記送金を依頼します。併せて「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」第3条の規定により上記のとおり告知します。

PLEASE EFFECT THE REMITTANCE AS SPECIFIED ABOVE UNDER THE TERMS AND CONDITIONS OF FOREIGN REMITTANCE TRANSACTIONS, INCLUDING THOSE IN ARTICLE 5-(2), CONCERNING THE SUPPLY OF PERSONAL INFORMAYION TO THIRD PARTIES. WE/I HEREBY DECLARE THE REQUIRED ITEMS PURSUANT TO ARTICLE 3 OF THE "LAW ON REPORTING REQUIREMENTS ON CROSS BORDER PAYMENTS AND RECEIPTS FOR THE TAX LAW COMPLIANCE" AS ABOVE.

ご依頼人署名・または記名押印 (APPLICANT'S NAME & SIGNATURE)

印鑑

おところ (ADDRESS):

TEL:(日中連絡可能なご自宅又は勤め先) ()

「米国OFAC規制」の対象取引に該当しません。

送金受取人の実質的支配者は

「外国為替および外国貿易法」の北朝鮮、イラン関連規制に該当しません。北朝鮮・イランに関係しません。

印鑑照合	本人確認			A/C EARMARKED				ENTERED	CHECKED	APPROVED
	国調法	本人口座経由時、下記いずれかに該当を確認	調書提出	責任者						
		マイナンバー登録済または受領済	要	不要						
		2015/12/30以前に口座開設								
		送金人が番号非保有者								
	外為法	外為適法性および許可等の関係の確認		担当者						
		確認済本人名義口座								
		10万円相当額超の現金・その他による送金・(犯収法)								
		本人確認記録書								
				F	有権人全名:				確認印	
				A	連絡時間: 月 日 時 分					
				X						

外国送金取引規定

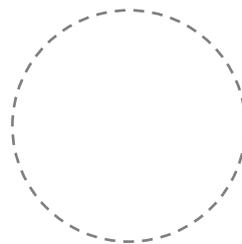
1. 送金依頼人は、日本および海外の関係各国の法令・制度・勸告・習慣、関係銀行所定の手続き、または外国送金に用いられる伝達手段における要件等に従って、次の各号の情報のいずれか、または全てを支払指図に記載して関係銀行に伝達することに同意します。また、関係銀行からの要求があった場合、送金実行のために情報を伝達することに同意します。(それらの情報は、関係銀行によってさらに受取人に伝達されることがあります。)
 - 1) 外国送金依頼書に記載された情報
 - 2) 送金依頼人の口座番号、住所、その他送金依頼人を特定する情報
 - 3) 受取人の口座番号、住所、その他受取人を特定する情報
2. 送金依頼人は、当行が関係法令に基づいて経由銀行、支払銀行等に送金依頼人の情報(口座番号、住所等)を通知すること、当該情報が経由銀行、支払銀行等において捜査当局等に開示される場合があることに同意します。
3. 下記事項については、当行および為替取引先の選択に一任されるものとします。
 - ① 暗語、暗号の使用
 - ② 送金実行のため、利用する当行本支店および為替取引先の選定
 - ③ 送金経路および送達手段
4. 当行は下記損害については責任を負いません。
 - ① 発送した書類および電信の延着および不着ならびに電信の字くずれ・誤謬・脱漏等が原因で生じた損害
 - ② 日本および外国の法令・規則・制限が原因で生じた損害
 - ③ 当行本支店または為替取引先が、その所在地の慣習に従って送金を取り扱った結果生じた損害
 - ④ 為替取引先の作為・不作為が原因で生じた損害
 - ⑤ 送金依頼人の、受取人または第三者に対する送金の原因関係から生じた損害
 - ⑥ その他当行にとっての不可抗力が原因で生じた損害
5. 電信送金または普通送金において特に通知を依頼された文言については当行は一切責任を負いません。
6. 本送金の組み戻し、訂正等については、当行所定の文書をもって行うものとし、その方法・手段については、当行が通常用いている方法・手段を用いて行います。なお、これらに要する当行、または関係銀行の手数料および諸費用は、ご依頼人のご負担と致します。
7. 本送金の組み戻しは、日本および本送金に関係ある外国の法令・規則で認められることを条件として、為替取引先から取消確認通知および払戻金を受領次第、払戻日における当行買相場により換算した金額から当行および為替取引先の組み戻しに要した一切の費用を差引いた金額をお支払い致します。
8. 本送金について後日為替取引先から費用を請求されるときは、ご依頼人のご負担と致します。
9. 送金通貨が支払地の通貨と異なる場合には、受取人に対する支払通貨および為替相場については、関係各国の法令、規則、慣習および関係銀行の定めるところに従って取り扱われることとなります。
10. 下記の事由に該当するときは、送金の依頼に応じないことがあります。
 - 1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力であると判明したとき。
 - 2) 銀行取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたと当行が判断したとき。
 - 3) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害したと判断したとき、その他これらに類するやむを得ない事由があったと当行が判断したとき。
11. 「外国為替および外国貿易法」の北朝鮮、イラン関連規制に抵触する事由に該当するときは、送金の依頼を受け出来ないことがあります。

以上

海外送金依頼に係る外為法関連規制の申告書兼個人情報保護法の確認書

第一商業銀行東京支店 御中

本人 _____ (お届け印)



は _____ 年 _____ 月 _____ 日に、作成した「外国送金依頼書兼告知書」を提出するに
あたり(受取人 _____、送金通貨・金額 _____)、

下記の通り申告し、確認いたします。

- 1. 依頼する外国送金は、「外国為替及び外国貿易法」に基づく経済制裁措置等(注1)に該当しません。また受取人は、北朝鮮に住所若しくは居所を有する個人若しくは主たる事務所を有する法人その他の団体(当該法人その他の団体の外国にある支店等を含みます。)又はこれらのものにより実質的に支配されている法人その他の団体ではないことを申告します。
- 2. 制裁対象者及び対象品目の最新情報をご確認した上で貴行に「外国送金依頼書兼告知書」を提出します。(注2)
- 3. 依頼する外国送金によって外国にある第三者への個人データが提供されることについて、以下を確認した上で同意します。
 - 国際決済のために外国銀行等と締結している契約(コルレス契約)上の制約や経由銀行の判断が尊重されることなどの理由から、外国送金依頼を受け付けた時点においては、貴行は経由銀行の有無や経由銀行名およびその所在地を把握することができず、個人データが提供される「外国の名称」が特定できないこと。
 - 加えて、送金可能な国・銀行の数が非常に多いことから、経由銀行および最終受取銀行の所在する外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報や当該外国銀行等の個人情報の保護のために講じる措置についても、情報提供できない場合があること。
 - 諸外国の個人情報保護制度等については、全国銀行協会のウェブサイト (<https://www.zenginkyo.or.jp/article/tag-f/17491/>) 及び国の行政機関である「個人情報保護委員会」のウェブサイト (<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/#gaikoku>) において確認する必要があること。

注1 「①北朝鮮に対する貿易に関する支払規制」、「②北朝鮮・イランに対する資金使途規制」、「③北朝鮮に対する支払の原則禁止措置」、「④ロシア・ベラルーシ等に対する資産凍結等の措置」、「⑤ロシアに対する新規の対外直接投資の禁止措置」及び「⑥ロシア・ベラルーシ等に対する輸出入禁止措置」等

注2 制裁対象者及び対象品目の最新情報は、財務省及び経済産業省のホームページをご確認ください。

銀行欄	核對印鑑	経辦	主管	RefNo